

国際原子力機関（ＩＡＥＡ）第６９回総会

概要

令和７年１０月２９日

外務省

９月１５日から１９日まで、ウィーンにおいて国際原子力機関（ＩＡＥＡ）第６９回総会が開催されたところ、概要は以下のとおり。

１ 一般討論演説

（１）城内実内閣府特命担当大臣（科学技術政策）は、我が国政府代表として総会に出席し、９月１５日（総会初日）に一般討論演説を行った（一般討論演説全文は別添）。

（２）今次総会の一般討論演説において、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出を批判するステートメントを行った国はなかった。

２ 主要な議題

（１）北朝鮮の核問題

以下を主な内容とする決議が賛成多数で採択された。

- 北朝鮮に対して、全ての核兵器及び既存の核計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄に向けた具体的な措置をとり、全ての関連活動を直ちに停止するよう強く求める。
- 全ての加盟国が、関連する国連安保理決議に従って、自らの義務を完全に履行することの重要性を強調する。
- 北朝鮮に対して、ＮＰＴの義務を完全に遵守し、ＩＡＥＡによる保障措置の実施に対し迅速に協力するよう求める。

同決議の採択にあたり、日米韓３か国は共同ステートメントを実施し、国連安保理決議に沿った朝鮮半島の完全な非核化への確固たるコミットメントにおいて団結している旨表明した。また、北朝鮮の核・ミサイル活動は、複数の国連安保理決議に違反しており、北朝鮮に対して、全ての核兵器、既存の核及び弾道ミサイル計画を完全に廃棄するための具体的な措置をとるよう強く求めた。また、北朝鮮とロシアの間の軍事協力に深刻な懸念を表明し、全ての加盟国に対し、関連する国連安保理決議の完全で、包括的で、速やかな履行を求めた。さらに、ＩＡＥＡ事務局による検証能力及び態勢強化の継続した取組への感謝及び支持を表明した。

（２）保障措置の強化・効率化

包括的保障措置協定及び追加議定書（ＡＰ）の重要性の確認、未締結国による可及的速

やかな締結の奨励、関連の I A E A の活動への支援等を盛り込んだ本年の保障措置決議案については、コンセンサスによる採択を目指して審議が行われたが、A P を巡る一部の文言について加盟国間での意見の一致を得られず、採択には至らなかった。この結果を受け、総会は、事務局長に対し、2026 年の総会において 2024 年の保障措置決議の実施に関する報告を行うよう要請することを決定した。

(3) 中東における I A E A 保障措置の適用

以下を主な内容とする決議が賛成多数で採択された。

全ての中東域内国に対して N P T への加入及び I A E A 保障措置に関連する国際的な義務の遵守を求めるとともに、全ての関係国に対して域内の非核兵器地帯設立に向けた取組を求める。

(4) I A E A 保障措置下にある核施設への攻撃禁止

議題提案国であるイランが決議案の提出を予定していたが、議題直前にこれを取り下げ、プレナリーにおいて決議案は来年まで延期すると述べた。

(5) 人事・ジェンダー

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択された。

- I A E A に対し、発展途上国やアンダーレブ加盟国からの職員採用を増やす努力を強化することを要請する。
- I A E A に対し、機関の活動においてジェンダー主流化を強化することを奨励する。
- I A E A に対し、マリー・キュリー奨学金及びリーゼ・マイトナー・プログラムを通じて、原子力分野における女性のキャリア開発を支援すること要請する。また、これらの取り組みに対する加盟国の支援を歓迎する。
-

(6) 原子力安全

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択された。

- I A E A に対し、原子力・放射線・輸送及び廃棄物の安全、緊急時に備えた準備及び緊急時対応の維持・改善のための取組を継続し、要請に応じて加盟国に対する支援を強化することを要請する。
- 加盟国に対し、原子力・放射線安全インフラ及び関連する科学的・技術的能力を開発・維持・改善するよう奨励する。
- 原子力安全関連条約の締結及びその義務の履行を加盟国に要請する。
- 加盟国に対し、適切な場合、国家的な規制プログラムに I A E A の安全基準を使用し、また、I A E A の安全基準を考慮に入れつつ、定期的に法律、規制、ガイダンス

をレビューすることを奨励する。

- 小型モジュール炉、第4世代炉等の先進炉に関し、規制面に関する情報交換と経験の共有を奨励する。
- 原子力施設に対する攻撃に関し、グロッシー IAEA 事務局長が示した、「武力紛争時の原子力安全及び核セキュリティ確保のための7つの柱」及びザポリッジャ原発に関する「5つの原則」に留意する。

(7) 核セキュリティ

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択された。

- 国際社会の核セキュリティ強化における IAEA の中心的な役割を確認する。サイバー攻撃に対する効果的対策を奨励する。
- 新たな技術に係る課題への対応や人材育成の重要性を確認する。
- 平和目的に利用される原子力施設に対するいかなる攻撃又は攻撃の脅威も、核セキュリティを損なう可能性があることを認識し、IAEA 事務局長により示された「武力紛争時の原子力安全及び核セキュリティ確保のための7つの柱」の重要性に留意する。

(8) 原子力科学技術・応用の活動強化

ア 非発電分野

- 一般パートについては、一部の規定内容についての見解相違と、議事運営をめぐる紛糾等の結果として、審議未了につき不採択となった。
- アフリカ連合のツェツェ蠅及び眠り病撲滅キャンペーン (AU-PATTEC) パート及び統合的人畜共通感染症行動 (ZODIAC) パートについては、これらに関する IAEA の活動の重要性を確認し、加盟国の支援の継続・強化を要請することを主なる内容とする決議がコンセンサスで採択された。

イ 発電分野 以下を主な内容とする発電分野にかかる決議がコンセンサスで採択された。

- 低炭素エネルギー源としての原子力発電の普及に向けた IAEA の取り組みを賞賛する。
- 小型モジュール炉に関する国際的な情報交換の促進や加盟国への支援を IAEA に奨励する。
- 原子力分野での女性の活躍推進に向けたマリー・キュリー奨学金プログラムやリーゼ・マイトナー・プログラムの進捗状況の報告を IAEA に要請し、加盟国にこれらのプログラムへの支援を奨励する。
- IAEA に対し、原子力分野における人工知能 (AI) の利用に関する潜在的な利点

と課題について加盟国との議論を継続し、この分野における I A E A の活動について加盟国に情報を提供し続けるとともに、原子力分野における A I の利用に関して加盟国への支援を継続するよう要請する。

(9) 技術協力活動の強化

一部の規定内容についての見解相違と、議事運営をめぐる紛糾等の結果として、審議未了につき決議案は不採択となった。

(1 0) 技術協力プログラムのパレスチナからガザ地区への拡大

以下を主な内容とする決議が賛成多数で採択された。

- I A E A が、特に核医学、非破壊検査、土壌・大気・水への被害と汚染のモニタリングと評価、及び農業の分野において、ガザ地区における人々の苦しみを軽減するため、緊急かつ長期的な支援を提供する上で、重要な役割を果たすことのできる機関であることを強調する。
- I A E A に対し、パレスチナ向け技術協力プログラムをガザ地区にも拡大するために必要な措置を講じるよう要請する。
- イスラエルに対し、I A E A の機材および人員のガザ地区を含むパレスチナへの安全かつ妨害のないアクセスおよび搬入を許可し、促進し、確保するよう求める。

(1 1) ウクライナにおける原子力安全、核セキュリティ及び保障措置

以下を主な内容とする決議が賛成多数で採択された。

- ウクライナの原子力施設に対する、また、これらの施設における全ての行為を直ちに停止するよう求め、ザポリジャ原発から軍事要員およびその他の人員を撤退させるよう求める過去の I A E A 理事会及び I A E A 総会決議にロシアが留意していないことに懸念を表明する。
- 特に、公式に認められていない軍事要員等がザポリジャ原発から即時撤退すること及びウクライナ当局の管理下へ同原発を迅速に戻すことを呼びかける。
- I A E A 事務局長による 7 つの柱及び 5 つの原則を含むウクライナにおける I A E A の原子力安全等確保の取組を評価・支持する。

3 I A E A 及び他国政府代表とのバイ会談

城内実内閣府特命担当大臣（科学技術政策）は、我が国政府代表として、I A E A 総会のマージンで、グロッシー I A E A 事務局長、ライト米エネルギー省（D O E）長官、ビエ・ベルギーエネルギー大臣、エティアンブル仏原子力・代替エネルギー庁（C E A）長官とそれぞれバイ会談を実施した。

グロッシー事務局長とは、A L P S 処理水の海洋放出における I A E A の継続的な関

与、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けた両者の取組等について意見交換を行った。

ライトＤＯＥ長官との会談では、日米両国は、エネルギー分野を含む原子力の平和的利用及び核不拡散の分野におけるパートナーであること、両国がこの分野で世界をリードするため引き続き連携していくこと、さらには、フュージョンエネルギーの重要性を確認した。

エティアンブルＣＥＡ長官との会談では、原子力エネルギー分野における次世代革新炉の技術協力や、人材育成を含む産業間協力、ＩＴＥＲ（イーター）等のフュージョンエネルギー分野での協力など、両国の協力関係を一層の強化することを確認した。

ビエ・ベルギーエネルギー大臣との会談では、先方からの要望に基づき、我が国の原子炉の再稼働の経験等について説明したほか、両国の原子力分野での協力について意見交換を行った。

4 日本政府代表及び在ウィーン国際機関日本政府代表部大使主催レセプション

福島食の食や観光を含む日本の魅力、ＡＬＰＳ処理水及び除去土壌の安全性、並びに原子力の平和的利用における日本の取組をＰＲするレセプションを開催し、寿司や福島県産等の日本酒を提供した。レセプションでは、各国代表団や国際機関関係者等が参加し、城内実内閣府特命担当大臣（科学技術政策）及び海部篤在ウィーン国際機関日本政府大使から挨拶を行った。

5 サイドイベント

日本政府はＩＡＥＡ総会の機会を捉え、以下のテーマでサイドイベントを主催した。

（１）東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と福島の復興

同サイドイベントでは福島復興に関する進捗の概観、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉の現状、燃料デブリ取出しに向けた戦略、オフサイトにおける環境再生の取組を説明した。また、ＩＡＥＡから、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に関連して、ＩＡＥＡのレビューは独立性・公平性・透明性を備え、科学的かつ国際的な安全基準に照らして行われており、本レビューを通じて放出の安全性が確認されているとの見解が示された。

（２）Ac-225 を用いた核医学治療の臨床研究の現状と原料となる Ra-226 のサプライチェーン

同サイドイベントには、上坂充内閣府原子力委員会委員長が出席し、医療用ラジオアイソトープを用いた治療、核医学治療分野で特に注目を集める Ac-225 に関する臨床研究の現状を確認すると共に、Ac-225 の原料となる Ra-226 の需給マッチングについて現状を共有し、世界各国と Win-Win の関係構築に向けた議論に貢献した。

（３）高温ガス冷却炉（HTGR）が今後のゼロカーボン社会で果たす支配的な役割

同サイドイベントは日本原子力研究開発機構（JAEA）が主催し、HTGRがカーボ

ンニュートラルを達成する上で果たす役割を世界の原子力関係者に発信し、国内外の社会実装に向けたエンドユーザーの関与や具体的な活用方法について議論した。

（４）シナジー、サステナブル、ユビキタスで切り拓く原子力の新時代

同サイドイベントはＪＡＥＡが主催し、ＪＡＥＡが設立２０年を迎えることを受け、組織発足以前の前身組織含む長年のＩＡＥＡへの貢献を紹介すると共に、新たなビジョンとしてＪＡＥＡ２０５０＋を策定したこと、ＪＡＥＡにおける直近の研究としてウランレドックスフロー電池に係る取組等が共有された。

また、原子力分野における女性の活躍促進のためのマリー・キュリー奨学金及びリーゼ・マイトナー・プログラムに関するＩＡＥＡ主催のサイドイベントに上坂原子力委員会委員長が登壇した。

6 展示ブース

内閣府が主催する日本ブースにおいて、我が国における第７次エネルギー基本計画の作成及びこれに基づく革新炉開発の取組や、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉の進捗を示すコンテンツを展示し、ＩＡＥＡ総会参加者への積極的な情報提供を行った。

（了）

（別添）

議長、

日本政府を代表して、議長就任をお祝い申し上げます。

広島と長崎で原子爆弾が使用されてから、今年で８０年が経ちました。こうした惨禍を決して繰り返してはならず、「核兵器のない世界」に向けた国際社会の取組を主導することは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命です。

国際情勢に目を向けると、国際社会の分断は深まり、現下の安全保障環境は一層厳しさを増しています。こうした中、核の不拡散と原子力の平和利用を任務とするＩＡＥＡの役割の重要性は増しています。

【核不拡散等課題への対処】

日本は、重要な核不拡散等の課題に取り組むＩＡＥＡを支援しています。

第一に、日本は、北朝鮮に対して、関連の国連安保理決議に従った、全ての核兵器及び既存の核計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を強く求めます。

第二に、日本は、イランの核計画の平和的性質の検証の重要性を強調します。これに関し

て、ＩＡＥＡの関与は不可欠です。重要な局面の中、日本はイランに対して、ＩＡＥＡとの完全な協力に応じるよう求めます。日本は、対話を通じたイラン核問題の解決に向けてあらゆる外交努力を継続します。

第三に、日本は、ザポリジヤ原発を始めウクライナの原子力施設の原子力安全及び核セキュリティを深刻に懸念しています。原子力事故を防ぐべく、７つの柱と５つの原則を遵守することが重要であり、日本はＩＡＥＡの取組を引き続き支援していきます。

【原子力の平和利用と日本の取組】

こうした深刻な課題に直面すると同時に、原子力発電を始めとする原子力技術の平和的利用に対する国際社会のニーズは高まっています。こうした潮流の下、日本は、ＩＡＥＡとも緊密に連携しつつ、国内における原子力利用を一層推進するとともに、国際社会におけるその利用の促進に引き続き貢献していきます。

日本国内では、本年２月に公表した第７次エネルギー基本計画に明記されているとおり、安全性の確保を大前提に、脱炭素電源として原子力を最大限活用していきます。また、国際連携の下、次世代革新炉やフュージョンエネルギーの研究開発を推進していきます。

また、我が国は農業、医療など幅広い分野における原子力の平和利用に国内外で取り組んでまいりました。引き続き、我が国が主導するアジア原子力フォーラム（ＦＮＣＡ）の枠組みを含め、国際協力を推進してまいります。

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出は、ＩＡＥＡの関与の下で行われ、これまで計１４回にわたり、計画通り安全に行われています。これらの海洋放出の安全性は、現行のＩＡＥＡによるレビューや、近隣諸国を含む各国の分析機関や国際専門家による拡充された参加の下で実施されている強力なモニタリングを通じて継続的に確認されています。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組は、燃料デブリの試験的取出しを含めて、今後、安全かつ着実に廃炉を進めていく上で重要な前進が見られたと受け止めています。

日本は、引き続き、国際社会に対して、科学的根拠に基づき、透明性の高い情報発信や丁寧な説明を継続していくとともに、ＩＡＥＡによるレビューやモニタリングにしっかりと協力してまいります。

【ＩＡＥＡの取組への支援】

国際的には、日本は、原子力応用分野における IAEA のイニシアティブを強力に支援しています。先月開催された第 9 回アフリカ開発会議では、その成果文書において、平和的利用と核不拡散における IAEA の重要な役割を確認し、「Rays of Hope」や「Atoms for Food」に焦点を当てた IAEA のサイドイベントも実施されました。日本は、原子力科学技術の振興を通じたアフリカ諸国の持続可能な開発の実現に、引き続き貢献していきます。

原子力の平和的利用にあたり不可欠となる最高水準の 3S、すなわち、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に関しては、日本は、原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）や、福島県の IAEA 緊急時対応能力研修センター（CBC）等を通じて、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験も踏まえつつ、国際的な人材育成・技術開発に努めています。

日本は、これらの分野における IAEA の取組を支援するため、昨年度、分担金、技術協力基金に加えて、さらに計約 2000 万ユーロの新規拠出を実施しました。

我が国は、責任ある原子力利用国かつ IAEA の指定理事国として、分断を乗り越え、国際協調を促すことで、原子力分野の権威ある国際機関たる IAEA を引き続き支えています。

【結語】

最後となりますが、グロッシー事務局長及び IAEA 事務局の皆様への多大なる感謝の意と、IAEA への最大限の支援の継続を改めて表明し、結びとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。